

第3回定例会

令和2年6月23日開会

令和2年6月23日閉会

小清水町議会会議録

小清水町議会

令和2年第3回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和2年6月23日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 意見案第 2号 2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書(案)の提出について
- 第 5 意見案第 3号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書(案)の提出について
- 第 6 意見案第 4号 2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)の提出について
- 第 7 意見案第 5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)の提出について
- 第 8 意見案第 6号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書(案)の提出について
- 第 9 一 般 質 問
- 第10 報 告 第 2号 令和元年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第11 報 告 第 3号 令和元年度小清水町一般会計継続費繰越計算書について
- 第12 承 認 第 3号 専決処分した事件の承認について(町税条例の一部を改正する条例制定)
- 第13 承 認 第 4号 専決処分した事件の承認について(令和2年度小清水町一般会計補正予算(第2号))
- 第14 議 案 第 27号 小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議 案 第 28号 小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議 案 第 29号 令和2年度小清水町一般会計補正予算(第3号)について
- 第17 議 案 第 30号 小清水町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 第18 議 案 第 31号 建設機械(除雪グレーダー)交換事業にかかる購入契約の締結について
- 第19 議 案 第 32号 此の花橋長寿命化修繕工事にかかる契約の締結について
- 第20 同 意 第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第21 同 意 第 2号 小清水町農業委員会委員の選任について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	鬼塚茂君
3番	瓜田新一君	4番	森浩君
5番	高橋隆文君	6番	工藤孝一君
7番	佐藤智君	8番	更科浩司君
9番	木戸寛治君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	細川正彦君
出納室長	金原武浩君
企画財政課長	村上信二君
町民生活課長	服部隆文君
保健福祉課長	斉藤高広君
産業課長	畔木雅之君
建設課長	荒木和正君
子育て支援課長	組野麻記君
生涯学習課長	中野也寸志君
選挙管理委員会事務局長	細川正彦君
農業委員会事務局長	畔木雅之君
監査委員事務局長	権藤結君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	権藤結君
書記	城綾乃君

◎開会の宣告

- 議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和2年第3回町議会定例会を開会いたします。
（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

- 議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、
4番 森 浩 議員 7番 佐藤 智 議員
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。
森浩議会運営委員長。4番。
○議会運営委員長（森浩君）はい、4番。それでは、議会運営委員会の審査報告をいたします。
令和2年第3回町議会定例会を開催するに当たり、去る6月5日、同19日及び本日、議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期、運営等について協議いたしました。
本定例会の議会提案は、意見書5件、町長提案議案は報告2件、承認2件、議案6件、同意2件、計12件であります。
また、一般質問5名9件が通告されております。
以上、内容等を慎重に審議し判断いたしまして、本定例会の会期は本日1日とすることが適当であると判断したところでございます。
以上、議会運営委員会の報告といたします。
○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期1日であります。
これに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）
○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。
よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を権藤事務局長から報告させます。
○事務局長（権藤結君）諸般の報告をいたします。
本日の会議出席議員数は10名でございます。
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。
3月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。
監査委員から例月出納検査報告書を受領したので、その写しを配付しております。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

- 議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。
あわせて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。
久保町長。
○町長（久保弘志君）おはようございます。定例町議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。
本日、令和2年第3回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私とも何かと

御多用の中、全員の御応招を賜りまして、ここに定例会が開会できますこと、厚くお礼を申し上げます。

また、平素より、行政の推進に御尽力、御協力をいただいておりますことに対しまして、あわせて感謝を申し上げます。

季節は新緑の映える初夏を迎えます。本来であれば、今年も多くの皆様が町を訪れ、小清水町の魅力を感じていただき、その魅力が広く発信されることに大きく期待を寄せるところでありますが、日本全土の様々な分野にわたり新型コロナウイルス感染症が及ぼした影響は大きく、緊急事態宣言は解除され、平常時が戻りつつありますが、いまだ北海道においても感染者が日々確認されている現状からも、依然気を緩めることができない状況でもあります。

新型コロナウイルス感染症への対応は、長丁場になることが想定されます。町民の皆様の日常生活の維持と感染拡大防止対策を両立するため、国が示した新しい生活様式への実践、そして今後の感染拡大防止に向けて、迅速に対応してまいりたいと考えております。

さて、本定例会に御提案させていただきます案件でございますが、初めに報告案件2件は、令和元年度の補正予算に計上しました一般会計1事業の繰越明許費及び令和元年度から本年度までの継続事業である農業振興拠点施設基本実施設計業務委託料の継続費について繰越計算書を調製しましたので、令和2年度への繰越し状況を報告するものでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策案件として専決処分しました町税条例の一部改正と令和2年度一般会計補正予算の承認案件2件、議案でございますが、条例関係につきましては、国民健康保険料率の改定及び新型コロナウイルス感染症による保険料の減免規定を追加する条例の一部改正2件のほか、一般会計の補正予算、過疎計画の変更、2件の契約の締結に、人事案件では固定資産評価審査委員会及び農業委員会の委員の選任2件を御提案してまいります。

以上12件の案件につきまして、よろしく御審議の上、原案に御協賛くださいますようお願いを申し上げます。定例町議会開会に当たっての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

行政報告書の3ページを御覧願います。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策の関係でございますが、3月の定例町議会において報告させていただいた以降、北海道における独自の緊急事態宣言の解除も間もなく国の緊急事態宣言が発せられ、北海道には第2波の感染拡大が押し寄せ、特定警戒地域に指定されるなど、事態が大きく変化してまいりました。

その都度、新たな対応策の協議としまして、第4回以降10回の対策本部会議を開催しております。

本部会議においては、北海道からの要請などを踏まえ、住民に対する感染症の予防啓発、町内公共施設等の感染防止策の対応、さらに住民の暮らしを支えるための緊急経済対策をはじめとする町独自の支援策の協議などを行ってきたところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に当たり、依然として収束が見通せないさなかにおきまして、町内外の多くの企業・団体様より温かい御寄附を頂きました。物資の寄贈でございますが、マスクにつきましては町内2企業1団体を含め11の企業・団体様より2万2千枚の寄贈を頂き、学校への配布など、指定を受けたもの以外は、感染のリスクと最前線で向き合っておられる医療機関や介護施設のほか、ごみの収集に当たる事業者、感染症に対し大きな不安を抱えながらお過ごしと思われる妊産婦の方、重症化のリスクの高まる人工透析を受けられる方々に配布し、活用させていただいております。

そのほか、消毒液とフェイスシールドは、小中学校を主に、感染予防資材として活用させていただいております。

寄附金でございますが、網走信用金庫より頂いた御寄附は、個人事業者等支援事業の財源として活用させていただき、小清水町農業協同組合からは特別養護老人ホーム愛寿苑に御寄附を頂いたところであります。

なお、小清水町農業協同組合では、町内の基幹病院であります小清水赤十字病院に対しましても御寄附をされたと同っております。

社会経済の大きな不安が広がる中、改めて各事業者様の御厚意に対しまして、この場をお借りして感謝

とお礼を申し上げます。

次に、4ページの左側上段、農作物作況調査であります。別紙、農作物生育状況調査報告書をお配りしておりますので、御覧ください。

まず、総体的な状況でございますが、本年も春先の温暖な気候により、まき付けは順調に始まっておりましたが、5月中旬の低温により農作物の生育はやや遅れが認められていたものの、6月に入ってから的高温によって回復した状態にあります。

このような中、網走農業改良普及センター清里支所より、6月15日現在における農作物生育状況調査報告書が公表されましたので、その内容について補足説明いたします。

資料の見方でございますが、表の左側が作物名、次に生育概況欄の上段が本年度の数値であります。町単独調査の実施により、さらに細分化した上段を小清水町の数値、下段を支所管内の数値としておりまして、下段の平年値につきましては支所の平年値でございます。

作物ごとの遅速日数で見ますと、6月前半の高温により、秋まき小麦、大豆が1日、てん菜は4日早い生育となっております。春まき小麦、馬れいしょは平年並み、町単独調査を行っているタマネギは3日早い生育となっております。

飼料作物のトウモロコシは平年より3日早く、牧草は1日早い生育となっております。

以上のような調査結果から、全ての作物において、6月前半の高温の影響もあり、平年並み、もしくは昨年よりも早い生育状況となっておりますが、農作物は今後の天候や適切な圃場管理によって収穫量が大きく左右されますことから、農業者の皆様をはじめ関係者一丸となって、生育状況に応じた適切な対応と一層の御努力により、豊穰のでき秋を迎えたいと願っているところでございます。

以上で行政報告を終わります。

◎意見案第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、意見案第2号、2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、高橋隆文議員の説明を求めます。

はい、5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）はい、5番。ただいま上程されました意見案第2号について説明いたします。

この意見書案につきましては、昨年も意見書として提出してございますので、内容をかいつまんで説明いたしますので、御了承いただきたいと思います。

2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書（案）でございます。

今、地方自治体には、医療、介護など、より多様化・複雑化した行政需要への対応が求められている。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、近年多発している災害や防災、感染症対策など、緊急な課題にも直面している。

地方の財源対応について、政府は2018年度の地方財政計画の水準を下回らず、同水準を確保するとしている。しかし、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、地方財政の充実・強化が求められている。

2021年度の政府予算に当たっては、地方財政の確立を目指すよう、政府に以下の事項の実現を強く要望する。

- 1、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2、急増する社会保障ニーズへの対応と社会保障関連予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3、会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、確実にその財源を確保すること。
- 4、地方交付税における業務改革の取組等の成果を反映した算定は財源保障を損なう算定方式であることから、廃止に向け検討すること。
- 5、まち・ひと・しごと創生事業として、引き続き財源を確保すること。
- 6、森林環境譲与税の譲与基準については、林業需要の高い自治体へ増大させるよう見直すこと。
- 7、地域間の財源の偏在性は正に向けては、抜本的な改善を行うこと。また、各種税制の廃止、減税を

する際には、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

8、地方交付税の財源保障、財政調整の強化を図り、小規模自治体に対策を講じること。

9、2020年度の地方財政計画では、前年度を超える規模の財政不足があることから、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものでございます。

御審議を賜り、原案どおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第2号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第2号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、意見案第3号、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、高橋隆文議員の説明を求めます。

はい、5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）はい、5番。ただいま上程されました意見案第3号について説明いたします。

この意見書案につきましても、昨年も意見書として提出してございますので、かいつまんで御説明いたしますので、御了承いただきたいと思います。

「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書（案）でございます。

義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、教職員の定数の未充足など顕著になっている中、文科省は複雑化・困難化する教育課題に対応するため、2020年度分として4,235人増の要求を行った。しかし、教職員定数改善計画は実現されず、改善数は1,726人の定数増にとどまった。

きめ細やかな教育のためにも、抜本的に改善することが不可欠であります。そのために、中教審特別部会の時間短縮などではなく、給特法条例などの法整備の見直し、第8次教職員定数改善計画の策定や30人以下学級、学校づくりを具現化することが必要であります。

2016年の国民生活基礎調査では、7人に1人の子供が貧困状態にある。19年発表した就学助成実施状況等調査では、要保護、準要保護率は全国で7人に1人、北海道においては5人に1人が依然厳しい状態にある。

このような状況にあるにもかかわらず、教育現場では地方財政法で住民に負担を転嫁してはならないとしている修繕費、教材費などの私費負担も減少せず、地方交付税措置とされている教材費や図書費についても自治体でその措置に格差が生じている。

さらに、生活扶助費の切下げ、高校授業料無償化制度への所得制限、さらには給付型奨学金は対象者が限定されている。

そのような状況となっていることから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、教育予算の確

保・拡充、就学保障の充実を図るよう強く要望する。

記

1、義務教育費を無償とするよう、当面、義務教育国庫負担の負担率を2分の1に還元されるよう要望する。

2、30人以下学級の実現に向けて、順次改正すること。また、子供たちの教育を保障するため、教職員定数改善の必要な予算の確保・拡充を図ることを要請する。

3、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の教育予算の十分な確保を要請する。

4、就学援助、奨学金制度のさらなる拡大、高校授業料無償化など、予算の十分な確保・拡充を図るよう要請する。

5、高校授業料無償化制度への所得制限撤廃と、朝鮮学校の授業料無償化適用除外撤回を要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものでございます。

御審議をいただき、原案どおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第3号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第3号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、意見案第4号、2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、工藤孝一議員の説明を求めます。

はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）、この意見書については昨年6月定例議会でも国のほうへ送付している内容でございます。

北海道最低賃金の引上げは、ワーキングプア（働く貧困層）の解消のためのセーフティネットの1つとして最も重要なものである。最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

については、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和2年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1、より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指すという国の指標を十分尊重し、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、経験豊富な労働者の時間額が道内高卒初任給を下回らない水準に改善すること。

3、キャリアアップ助成金など、各種助成金を有効活用した最低賃金の引上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう、国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第4号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第4号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第5号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、意見案第5号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、工藤孝一議員の説明を求めます。

はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）、本案件につきましても昨年9月定例議会で国のほうへ要請をしているところの内容でございます。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるために、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通・利用までの一体的な取組や、森林づくりを担う林業事業者の人材育成、必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第5号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第5号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第6号

○議長（坂田秀昭君）日程第8、意見案第6号、新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、工藤孝一議員の説明を求めます。

6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書（案）。

我が国の農業は、相次ぐ大型自由貿易協定の発効によって、農産物の国境措置が脆弱化し、外国産との市場競争にさらされ、農業者は生産と価格の面で厳しい環境下に置かれている。

さらに、近年では頻発する自然災害での影響や新型コロナウイルス感染症も発生し、様々なリスクが浮き彫りとなっており、特に不測時における医・食をはじめとした生活物資不足への対応が課題となっている。

こうした中、地域においては、人・物・情報などが滞っており、一層経済が疲弊し、不安が高まっていることから、今後の地域再生に向けた取組が急務となっている。

一方、政府が今年3月に新たに策定した今後10年間の農政の指針となる食料・農業・農村基本計画の推進に当たっては、同基本法での食料の安定供給、多面的機能の発揮、農業の持続的発展、農村の振興の理念の下、食料自給率の向上、食料安全保障を確立し、地域社会の維持・存続を図る地域政策が重要となっており、産業政策との車の両輪としての実効性ある具体的施策が求められている。

については、新型コロナウイルス感染症によって、地域経済・社会が甚大な影響をこうむっていることから、万全な対策を図るとともに、1次産業を含めた農村地域の一層の振興を図るべく、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1、農村地域で安心して暮らせる生活環境の整備に向けて、都市部と同等の医療、福祉、教育、雇用、情報通信などについて、十分な政策支援を講ずること。また、基幹産業である農業への政策として農地の維持など、日本型直接支払いの充実・強化や、地域社会の維持・活性化につながる新たな政策支援を講ずること。

2、食料安全保障の観点から、新たな基本計画で掲げる食料自給率目標が確実に達成できるよう、農畜産物の市場開放に歯止めをかけるとともに、国内農業の生産並びに農村振興の強化など、具体的な施策を講ずること。また、国内農畜産物の再生産に向けた農業経営の安定化、所得保障の充実を図るとともに、災害に強い農業づくりに向けた十分な財政措置を講ずること。

3、家族農業や農業法人など、多様な農業が共存できる地域政策の充実を図り、次世代を担う新規就農者や後継者などの育成・確保対策を強化するとともに、農村人口の維持や移住・定住促進に向けた環境整備のための手厚い財政措置・支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第6号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第6号、原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（坂田秀昭君） 日程第9、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質問、答弁ともに簡潔明瞭に願います。

初めに、6番、工藤孝一議員。はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君） はい、6番。

さきに通告してあります2点について質問いたします。

まず最初に、災害時避難所の新型コロナ対策についてであります。

新型コロナウイルスとの闘いが、現在、長期化しています。道から北海道スタイル安心宣言が出されましたが、避難所の収容人数の制限が今後出ることとなるなど、コロナ対策時の災害対応について町民への周知が必要となりますが、所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症については、日本国内において急速な増加が確認され、日本全国にわたり緊急事態宣言が発出され、特に北海道内においては2月から3月にかけての第1波、その後の第2波を経験し、現在は第2波をしっかりと抑え込むとともに、第3波以降の波に備えるため、オール北海道で感染症対策に取り組んでいる状況であります。

このような中、本年5月29日、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部より、新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針が示され、道民のライフスタイルや事業者のビジネススタイルを変革する北海道スタイルを実践しながら、新型コロナウイルスに強い社会をつくり上げていくこととしております。

本感染症は、議員がおっしゃるとおり、長期化することが想定されますので、この間、様々な災害が発生した場合でも、町民の安全を確保するために、避難所対策の準備もしておく必要があります。

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応については、これまで国より通達等で技術的助言がなされております。具体的には、避難所内において、発熱や咳などの症状がある方とない方を分けた集合スペース、トイレ等の専用スペースの確保などが示されており、発生した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮した上で、本町があらかじめ指定している指定避難所、愛ホールでございますが、これ以外の施設を避難所として可能な限り確保すること、避難者の健康状態を定期的に確認すること、避難所の衛生環境をできる限り整えることなどとされております。

これらの対策をあらかじめ検討しておくとともに、本日、御提案させていただきます補正予算にて、避難所において必要と考えられる感染症対策に関する各種物品を確保し、災害時に対応できるよう備えることとしております。

災害時には、新型コロナウイルス感染症が収束していない中でも、危険な場所にいる方には避難していただくことが原則となります。町民の皆様には自らの命は自らが守るという意識を持っていただき、感染を心配せずに適切な避難行動が取れるよう、広報等による周知をはじめ、町民参加型の防災訓練などの機会を通じて、避難行動等の対策について啓発してまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君） 6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君） 今、国のほうからも技術的助言があり、それに基づいて、る今後の避難計画を策定したいということであったかと思えます。

今年の3月11日の大雨で、道東一円、オホーツクから釧根、釧路にかけて、いつとき集中豪雨が降りました。そのときに標津川が氾濫して、標津町の役場の方々が避難所を一気に、要するに2メートル間隔でそういうマットを敷いて、2メートル空けてまたマットを敷くというそういう仕事と、定数の半分も入らないということで、避難場所が増えて、役場の職員の方がふだんの対応をする職員が一気に必要になったという、そういう経過がございました。

そういうことで、本町においてもそういう分散型の避難の防災計画、あわせて福祉避難所は大丈夫なのかなと、新しい愛寿苑等ですから、かなりスペースは広いから、福祉避難所は災害時でも大丈夫かという疑問があります。

そして、地元の協力を得て、知り合いや親戚に避難することも、安全な場所であれば避難所に行かなくても、そういうことも選択できるかなと思います。

そういう中で、例えば町村によっては高台にあるお寺にも、一定期間の避難所として、地域で話し合いをして、そういう場所も含めて対応を考えたいという町村もあります。

あわせてもう一点、災害時の場合は、トイレの問題がございます。水洗トイレで、水害や震災の場合、電気設備、給排水設備、汚水処理施設の全てが機能して、この3つが機能して水洗トイレは成り立っているシステムであります。地盤沈下や液状化、汚水処理の施設が浸水するとか、様々な問題を想定して、トイレの対応についても災害計画の中に検討する項目が入るべきだと思います。

内閣府が示している防災基本計画の中には、屋内用と屋外用、屋内用の携帯トイレ、簡易トイレ、屋外用のマンホールトイレ、仮設トイレ、この4種類のトイレがあります。災害用トイレを組み合わせ、屋内用と屋外用を組み合わせ、セットで対応することが望ましいというふうになっています。

そういう意味で、トイレ対応についても、防災計画の見直しの重要な点に入れてほしいというふうに考えます。質問いたします。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） お答えいたします。

こういう感染症が流行しているときの避難というのは、非常に難しい問題があるというふうに考えてございますけれども、大雨と洪水の場合については、危険のない方については別に避難をしていただく必要がないというふうに思っておりますし、議員おっしゃるとおり、親戚のおうちに行くだとか、友人のおうちに行くだとか、高台に行くだとか、いろんな方法があると思いますけれども、その辺については町民の皆様が自ら命を守るということから、何だかんだ避難所のほうに行かなければならないというものではないというふうに認識をしております。

分散型の防災という観点でございますけれども、これについては先ほども申し上げましたとおり、指定避難所はあくまでも愛ホールという形で位置づけをしておりますが、それは災害の種類によって、そこは柔軟に学校を使ったりだとか、高台でなきゃいけない場合については中学校を使ったりだとか、そのようなことについては臨機応変に対応するようなことも今後シミュレーションをしながら、住民周知等々についてもしていきたいなというふうに考えているところでございます。

あと、福祉避難所については、特別養護老人ホーム愛寿苑の1階の広いスペースの部分がございまして、心配があるよというお話もありますけれども、そのようなことがないように、面積的な部分もかなり大きな面積も確保しておりますし、そこで十分でない場合については、赤十字病院の院長とも以前お話をしておりますが、病院についても何かできることがあればというようなお話も受けておりますので、時と場合によっては赤十字病院さんのお部屋についても借りるだとか、その辺については臨機応変に対応していけるのではないかとというふうに考えてございます。

それらの様々なシミュレーションをした中で、関係機関と協議を重ねて、しっかり万全を期したいというふうに考えてございます。

あと、トイレの関係でございます。災害が起きたときに、いろんな災害を振り返りましても、やはりトイレの問題というのはすごく大きな問題であるという認識をしております。

ですので、今、基本設計中ではありますが、防災拠点の複合庁舎の中のトイレの在り方、それについても屋内、屋外というお話がありましたけれども、まずその拠点の機能としては、まず逃げてくださいと、まずここを目指して逃げてくださいというような1次避難所の機能を持ちたいというふうに思っておりますので、当然トイレ機能についても、屋外も含めて、今後、いろんな設計の中で配慮をしていければなというふうに考えてございます。

あと、災害資機材的なものも、なかなか不足している部分があります。今回のコロナウイルスの関係で

は、マスク、消毒液すら備蓄していなかったというのが現状でありますので、これらをちょっと反省をしながら、備えるものは備えていく、その中でもトイレについても災害用のトイレ等々についても十分確保しながら、しっかり対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。備蓄も含めて、今後、検討していきたいということでございます。ぜひ、コロナ対応型の防災計画の見直しを、今後、町民に知らせていく、周知する、それは自治会に限らず、自治会に残念ながら入っていない町民の方もいらっしゃいますので、工夫して周知されることを強く要望したいと思います。

町民への周知という点で、もう一つ質問したいと思うんですが、先般、4月9日に小清水町社会福祉協議会会長名で、4月9日の回覧ということで町内の自治会に回覧されました。感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における特例貸付けの実施についてということでありまして。裏面には説明書きがあって、裏面に緊急小口資金の特例貸付けの御案内ということで、分かりやすく記載をしているんですが、上のほうに大きく、本資金は貸付金であり、償還、返済していただく必要がありますというふうに大きく記載した上で、るる説明が書いてあります。

この点では、生活福祉資金、緊急の小口資金はもともと低所得世帯の支援を目的とした制度でありまして、コロナ対策の特例で対象が拡大されて、収入が減った世帯がほぼ自己申告で利用できるようになりました。緊急小口資金を利用してもなお家計が厳しい世帯に対し、月最大20万円を3カ月間貸し付ける総合支援資金、緊急小口と総合支援資金と2つという意味です。

なおかつ、補足すれば、3カ月というのは20万円を3回という意味です。

このように、重複して貸付けを行って差し支えないというふうに、国のほうから各都道府県、あるいは全都道府県の社会福祉協議会が厚生労働省から通達が出ているようであります。

なおかつ、先週の火曜日の第2回道議会定例会で、生活福祉資金の貸付けを含めたコロナ感染症対策予算が開会の冒頭で専決といいますか、先に素案が成立しました。その中に、生活福祉資金の資金枠が170億ということで、北海道全体の補正といいますか、生活福祉資金単独でもこのような金額が可決、決定されている経過にあります。

小清水町の自治会に回覧されたのが、日付が4月9日でありまして、翌日付で4月10日付で厚生労働省が特例貸付けに係る適切な制度の周知の徹底（依頼）ということで、全国の社協の団体に再度通達を出しております。4月10日付です。

ちょっと読んでみますが、このたび一部の社会福祉協議会において、今回の特例措置では「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる」としているが、このことについて記載していないといった事例が見受けられるところです。記載の内容及び記載する位置について、不適切なものは直ちに修正を行うなど、記載内容等について確認をお願いします。その記載についても、国が添付するリーフレットを参考に工夫をお願いします。一番最後には、新型コロナの影響を受け、収入の減少等により一時的または生活再建までの間に生活費用が必要な方に対して、必要な額を迅速に貸し付けることが一層重要になっていきますという事務連絡の文書であります。

冒頭申し上げました住民・自治会への回覧の内容については、先日、二、三日も浜小の事業者に聞いたら、あれは借りたら返すというものだから、さっと見てごみ箱に行ってしまったというように言っている事業者の方もいました。

周知の仕方を改善されて、内容についても確認し、指導することを求めたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）社会福祉協議会がしている広報、周知文書だというふうに認識をしておりますけれども、実際に貸付けしているのは本町では1件というふうに伺っておりますが、議員おっしゃるとおり、そういう不足する部分だとか、町のほうとしてもコロナ対策に対する生活支援の制度でありますので、そ

の辺については本町としても担当のほうでしっかり確認をしながら、自治回覧していくような体制づくりをしていきたいというふうに考えてございます。

その辺、社協さんの回覧文書が来たときに、チェック体制というのもあるかと思いますが、その辺は社協さんと連携しながら、今後、進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。社協の出す文書だということではありますが、国の取り組んでいる今般のコロナ禍における大きな対策でありますから、ぜひ役場としても注視といいますか、住民に対してどういうメニューで、どういう時期にどれだけということで、もちろん町独自の様々な給付金をはじめ対策を打ってきたわけではありますが、生活を継続する意味では、加えて言いますが、この事業は9月までの受付ということで、2カ月間延長されたわけです。

今後とも、9月の申請までの受付ということですので、自治回覧以外にもでき得ればSNS等も使えるのであれば使って、自治会に入っている回覧を受けていないという方、そういう方もいらっしゃると思いますので、回覧で終わりということだけでなく、工夫をしていただくことを強くお願いしたいというふうに思います。

そのことを指摘して、次の質問に移らせてもらいます。

次の質問ですが、本気出すぞ！放課後学習サポート事業についてであります。

昨年度11月より2月まで、中学3年生の数学を対象に、学習サポート事業が始まりました。大変よい取り組みであり、他の教科、他の学年を対象を広げた事業にすべきだと思いますが、御所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

加藤教育長。

○教育長（加藤友幸君）お答えをいたします。

本気出すぞ！放課後学習サポート事業は、受験を控えた中学3年生が希望の進学校を目指してレベルアップを図るため、放課後の空き教室を利用して、高校受験に向けて数学の学習支援を行うことを目的に、昨年度より実施をしております。

昨年は11月から2月まで18日間実施をし、延べ153名が受講、生徒個々の学習理解に応じた個別指導により、結果、生徒全員が第1志望校に合格をしております、生徒からも好評を得てございます。

御質問は、数学だけに限らず、他の教科、他の学年を対象を広げるべきとのことでございます。

まず、教科を数学に絞っている理由といたしまして、数学は小学校の算数から始まり、一年一年の積み重ねが大事でございまして、どこかひとつ抜けても理解できずに苦手な科目となってしまう反面、自分の弱点を解決していくことで苦手意識がなくなり、自信がついて、暗記が主な他の教科の学力も向上し、受験においても確実な成果が期待できるものとの考えからでございます。

また、中学生の教科は、専門学科の免許を持った教員が授業を行います、この事業で他の教科を対象とした場合、現状では講師の確保ができないこと、また放課後において行う場合、時間的な制約がありますことから、難しいものと考えております。

次に、他の学年を対象を広げるについてでございますが、ひとつには先ほども申し上げたように講師確保の課題、ふたつには、生徒には部活動や生徒会活動、校外におけるスポーツ活動や習い事などもあり、放課後の時間帯に講習を行うことは難しいものと考えております。

このような状況から、当面、受験を控える中学3年生を対象に、部活動などを終えた時期から、学習をサポートする事業として実施してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。ただいま、数学は授業の積み上げだということ、もちろんそうだと私も思います。なお専門性と時間的制約、放課後のそういう時間帯だという条件、こういうことでなかなか難しいということの答弁だと思います。

昨年11月から実施されまして、教育長がおっしゃるとおり、高校に順調に受験して合格して子供たちが行っているというふうに、そういう実績は分かりますが、昨年の3年生は非常に成績がよかったと言う方も中にはいらっしゃいます。

学年によって波があるというふうな評価もありますけれども、しかし昨年のサポート事業の中では、子供たちの中で格差が非常にあると。平均点は高いんだけど格差が大きい、そういう状況だということです。

子供たちができないと思ってもやらない、基本的なことで困っていて、特に自己肯定感が低い子が多くなってきている、そういう傾向があります。困っている子、できない子、悩んでいる子供とどうやって向き合うか、子供が結果としてできなくても、頑張っただけよかったと思ってもらえるような教育実践、そのような先生の頑張りが評価される、そういった仕組みを教育委員会が提案していくべきだと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

加藤教育長。

○教育長（加藤友幸君）お答えいたします。

小中学校は義務教育でございますので、学習指導要領に基づきまして、学校がそれぞれ学習を指導要領にのっとって進めているわけでございます。基本的に、この事業は学校事業ではなくて社会教育事業として実施しておりますけれども、議員おっしゃるとおり、いろんなお子さんに向き合うということで、先生方は一生懸命子供たちそれぞれ、人数も少ないわけですから、いろんな取り組みも一生懸命されております。

町として、教育委員会として行っている部分については、小中学校各1名ずつ臨時教員を配置しておりますし、小中学校合わせて7名の支援員も配置しております。それから、習熟度別の学習のための加配教員も配置しております。それから、ALTの配置による英語教育の強化、それからやる気を持ってもらうという観点から、北大との連携協定に基づいて、北大生との講習の機会も設けてございます。

それから、中学校が行っている部分としては、先ほど申し上げましたが、習熟度別の取り組みということで、その子の能力に応じた教育指導を行ってございます。それから、土曜授業も実施しておりますし、長期休業中、夏休み、冬休みの期間中の補修授業を行ってございます。

管内の学力向上の取り組みにつきましては、オールオホーツクでとの合言葉、道教委、それから各市町村教委、学校が連携をして、教員の研修事業、公開授業などを実施しております。先進事例も取り入れながら、各学校の先生たちが工夫した中で、様々な取り組みを行ってございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）これにて工藤孝一議員の質問は終了いたします。

続いて、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）8番。私も、質問事項2項について質問させていただきたいと思います。

まず第1点目、観光地における新型コロナ対策について。

緊急事態宣言が解除され、今後、新型コロナウイルスの鎮静化に伴い、小清水町の観光地にも人が増えてきていただくことを期待しています。また、外国からのお客さんも来町されることが今後予想されると思いますが、本町において観光地におけるコロナ対策についてお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症については、規制が解除されたものの、気を緩めることなく、第3波以降の波に備えるため、オール北海道で感染症対策に取り組んでいるさなかであり、今後も長期的な対応が必要であると認識をしております。

世界的に見ましてもまだまだ海外渡航を推奨する雰囲気とはなっておらず、外国人団体旅行者が訪日されるようになるまではいましばらくの時間を要するものと思われまます。

御質問の観光地における新型コロナウイルス対策といたしましては、当然のことながら、従業員のマスク着用はもちろんのこと、対面型のカウンターには透明ビニールやアクリル板を設置するほか、出入口での手指の消毒やソーシャルディスタンスの確保など、北海道が推奨する新北海道スタイルを実践し、ポスターの掲示により来町者にも協力をいただくこととしております。

また、外国からの来町者への周知方法といたしましては、同様に新北海道スタイルの外国語版ポスターを掲示するなどの対応をしております。

今後、北海道が観光振興施策として実施する「どうみん割」につきましても、新北海道スタイルの実践が事業参画条件となるなど、感染症対策と観光振興対策の両立に取り組むことで、徐々に回復していくことが期待されており、本町としても新北海道スタイルの実践を基本とし、今後の来町者の受入れに対応してまいります。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）北海道の対策に伴って行うということで、理解したいと思います。

対策がうまくいくようになって、小清水町も新型コロナウイルス禍で、ふるさとまつりが行われなかったことが決定しましたが、花火大会、これを6月に全道、全国各地で行いましたが、小清水はどのように考えているかをお伺いしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）ふるさとまつり、本来であれば7月の下旬に開催をする予定でありましたが、不特定多数の皆様が来られると、町内の一大イベントでございますけれども、残念ながら実行委員会のほうにおいてもやむなく中止をされたというふうに認識をしております。

予算的には予算計上しております、執行しなければ予算執行残ということで減額をする予定であります、今、実行委員会とも協議をしていかなければならないというふうに考えてございますが、議員御提案がありましたけれども、花火についてもそこはソーシャルディスタンスを守りながら鑑賞できると、これだけ子供たちも含めて対策、自粛生活が続く、疲弊をしているという状況下の中で、小清水も元気になっていきたいという思いを込めて、花火もその1つの手段であろうというふうに考えてございます。

それについては、秋がいいのか、冬がいいのか、いろいろな考え方はあるかと思っておりますけれども、まずふるさとまつりの予算、当面執行しないわけでありまして、それを減額する前に実行委員会とも協議をしながら、何かそれに代わるもの、お祭り等々も含めまして、継続的に検討はしていきたいというふうに考えてございます。

今、何をやるということは申し上げられませんが、それも1つの案として承りたいというふうに考えてございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）はい、8番。小清水町が安全な町で過ごせることと、いろんなことがうまくいくことを望みたいと思います。

続きまして、鹿対策ですが、農作物における鹿被害は増えるばかりで、以前、猟友会による駆除などの回答をされましたが、今までの方法以外の被害防止対策などについてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

エゾシカによる農作物被害に対する防止対策につきましては、侵入防止柵設置のほか、有害鳥獣の駆除に関する条例に基づき、猟友会の御協力により、昨年度は76頭の駆除を行ったところでございます。

エゾシカによる被害を減少させるためには、まず何より既存の鹿柵の適正管理であり、既に整備を行っているものをしっかりと維持をしながら、被害防止対策に取り組んでいくことが第一と考えております。

御質問の今までの方法以外のエゾシカ被害防止対策につきましては、北海道や近隣市町による広域的な取り組みが必要であると考えております。例えば、囲い込みわなによる一斉捕獲の方法など、実践されている取り組みがございますが、これは広域的な対策が効果を上げるものと考えられておりますので、JAを中心とした町内の関係者と斜里郡3町、オホーツク管内を含めて、全体的な対応策について、今後、検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）はい、8番。先ほど言った囲いわなは津別さんかなと思うんですけど、自分も聞きまして、道の関係で、なかなか役場関係では答えが分かりづらいと、小清水の役場の職員さんに聞きました。小清水町は国有林ということなので、国の囲いわなでなくて、鹿柵プラスアルファの囲いわなで協力していただけるよう、常に国に訴えていただきたいと思います。

と同時に、東京農大に鹿研究をしている先生がいたり、先生だった方がいたりとか、そういった関係の協力などを今後は考えていないのか、お伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

広域的な取り組みが必要であるという認識は先ほど申し上げましたとおりでありまして、おっしゃるとおり、国有林については森林管理署の管轄でございますので、当然、森林管理署とも協議をしながら進めていきたいというふうに考えてございます。

なかなか鹿柵も、鹿は移動するわけでありまして、根釧のほうからも国道なり河川なりから侵入してくるというのが現状でありまして、鹿の柵の中に入ってしまつて繁殖しているだろうということもあるようでございますけれども、先ほど東京農大のお話もありますけれども、いろいろな方からの御意見もいただきながら、本町1町だけではなかなか解決が難しいというふうに考えてございます。

本町でできるのは、猟友会さんの御協力をいただきながら、駆除をやっていくというのが一番であると思っておりますけれども、それではなかなか追いつかない状況であるというふうに認識をしております。

ですので、近隣市町についても同じ状況が出てきておりますので、これについては基本は北海道さんという形になりますけれども、国有林、これ自体国の機関になりますけれども、関係機関を含めて、今すぐ何ができるという、なかなかこういう手続的なものもありますので難しい問題もありますけれども、ここについては農家さんからの御要望もかなりの御意見等々も受けておりますので、しっかり今後取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

ちょっと時間はかかるかもしれませんが、広域的な取り組みとしてぜひ取り組んでいきたいというふうに考えてございますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）これにて更科浩司議員の質問は終了いたします。

続いて、3番、瓜田新一議員。はい、3番。

○3番（瓜田新一君）3番。初めに、昨年6月の定例議会は、暴風の後の議会でありました。小清水の畑が全部埋まったんじゃないかと思うほどの荒れようでした。そして、今年はコロナ騒動です。

新型コロナウイルスに関し、感染に不安のある中、働いておられる医療関係者の皆さん、福祉関係の皆さん、また古い建物の密な状態で業務をこなしておられる役場職員の皆さん、そして私たちが手を出すことのできない業務をされておられる皆様に心から感謝申し上げます。

質問に移ります。

防災拠点型複合庁舎建設について。

基本計画に基づき、防災拠点型複合庁舎の建設計画が進んでいますが、新型コロナウイルス感染拡大によって、社会情勢が大きく変化している中での複合庁舎の建設、にぎわい、機能の集約、防災拠点、コロナ禍でのリスク管理について、町長の考えをお聞きします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症における対策は、国から示された新しい生活様式、特に北海道においては、先ほど各議員の御質問の際にお答えしたとおり、第3波以降の波に備えるため、オール北海道で感染症対策に取り組んでいる状況であり、今後は道民のライフスタイルや事業者のビジネススタイルを変革する新北海道スタイルを実践しながら、新型コロナウイルスに強い社会をつくり上げていくこととしております。

そうした中、議員の御質問のとおり、令和5年の供用開始に向け、本年度、基本設計と実施設計の発注を行い、災害時の対策拠点やにぎわいの空間を兼ね備えた庁舎の整備を進めておりまして、設計においては、日常時にも利用でき、非常時にも役立つ設備や物、アイデアの導入といったフェーズフリーの概念を取り入れ、感染症のリスクをできるだけ回避できる施設整備に当たってまいりたいと考えております。

一方、現状の新型コロナウイルス感染症に対する対策として、現庁舎はもとより、各公共施設において感染拡大を防ぐよう、飛沫防止や換気、消毒の実施のほか、国が示す新しい生活様式の実践励行など、可能な限り対策を講じておりますが、今月19日には県などをまたぐ移動が解禁され、人の移動が活発化されることも想定されますことから、気を緩めることなく、感染拡大防止に向けた施設管理等を実施していかなければならないと考えております。

何よりも、国は新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、新型コロナウイルスのワクチン開発を迅速に進め、国民に供給することを目指すこととしておりますので、その早急な実用化が望まれるところでもあります。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染症をはじめ、インフルエンザなど様々な感染症が拡大しないよう、あらかじめの予防、そして蔓延防止対策が図られるよう、検討、対策を講じてまいり所存であります。

○議長（坂田秀昭君）はい、3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）3番。防災拠点型複合庁舎、これは災害に強く、災害が起きれば町民の安全の確保の中心となる庁舎であります。この庁舎で、計画によりますと、にぎわいのある空間の創出ということで、スポーツジムが計画されています。これは今までのコロナ騒動でも報道されているとおり、クラスターの発生源の1つともなっています。これらについて、町長はどのようにお考えですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）今回の新型コロナウイルスの感染の関係で、議員おっしゃるとおり、ジム等々についてもクラスターの原因になったというようなことで、かなりの自粛が続いているというようなことでお聞きをしているところでございます。

ですので、これらのジムとほかの業種も含めてでありますけれども、今後、このようなことから新たな対応策といいますか、どのような施設整備をしていけばいいかというのが見えてくるのではないかとこのように考えてございます。

ですので、こういうことでクラスターが生じたから、そういうジムを取りやめるだとか、そういうことではなくて、にぎわい等々を目指すために、そういう施設整備を考えていることでもありますので、感染防止、蔓延防止対策、それらを十分に配慮した中で、そういうジム等々についても施設整備を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）3番。基本計画の中で、にぎわいのある創出の中で、ジムですか、これの利用者の推計に基づいて必要な面積などを算出していますね、この中に。

今後、全国的にもスポーツジムがいろいろの境地に立っているというか、大手のスポーツジムでも報道されているとおりですけども、今後の計画、面積だとか推定利用人数だとかの計画の変更などは考えられますか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）計画にはあくまでもその時点での推計といいますか、小清水町民なり近隣住民等々も含めて利活用の想定をした中で、そういう形で想定をしているわけでございます。

ですので、こういう新型コロナウイルスの感染症のことがどのような影響が出てくるかというのは、なかなか想定はできづらいものがあるかもしれませんけれども、ほかの施設も含めて、機能も含めてという言い方になろうかと思っておりますけれども、そこについてはあくまでも計画の中でそういう位置づけをしておりますけれども、そういうことももう一回、再度点検をしながら、設計等々については当たっていきたい

というふうに考えてございます。

ですので、決して過大にやるだとか、そういうことではなくて、その都度、適正な施設というんでしょうか、面積が大きくなれば事業費も大きくなりますので、その辺についてはしっかりと精査をしながら、検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）はい、3番。今後のスケジュールなんですけども、令和5年完成を目指して動いていますけども、実際に工事に入っていくと、人手の問題とかもいろいろ出てくると思うんですけども、スケジュールに変更だとかということは考えられますか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）はい。今の段階では、令和2年度中に実施設計を終えなければ、有利な借金ができないということから、こういうスケジュールを組んでおりますので、その考えについては変わっておりません。

ですので、施設の整備スケジュールについても、極力このスケジュールによって進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）はい、3番。ちょっと教えてほしいんですけど、設計を2年度中にやるとオーケーということですか。最終の建設の完了が5年に、それはずれ込んでもオーケーということですか。

○議長（坂田秀昭君）久保町長。

○町長（久保弘志君）あくまでも令和2年度中に実施設計に手をつけるということでございます。ですので、今の段階ではまだ基本設計でございますので、基本設計を終えて実施設計に手をつければ資格を得るといいますか、有利な借金ができるということとなります。

○議長（坂田秀昭君）これにて瓜田新一議員の質問は終了いたします。

続いて、9番、木戸寛治議員。はい、9番。

○9番（木戸寛治君）9番。私は、2つ質問通告をさせていただいております。

まず1つ目ですが、道の駅周辺の整備計画についてお伺いしたいと思います。

これまで様々な施設、また企業に参入いただいて、道の駅周辺の整備が進められていますが、今回のコロナは別として、ますます町外からの来訪者に限らず、あそこをにぎわいの場所にしていきたいというふうに町長はお考えだと思います。

その中で、町外からの方々だけではなく、浜小清水地域の住民の方々のニーズに配慮することも大事ではないのかなというふうに思っておりますので、今後、追加の整備等がございましたら、それを含めて町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

浜小清水駅周辺につきましては、道の駅を中心に、フレトイ展望台から駅裏までを含めた観光ゾーンとして広く捉え、周辺整備の計画を検討しなければならないと考えております。

そのような中、旧高校跡地の農業振興拠点施設が令和4年3月末までに完成する予定であり、完成後の拠点施設には道の駅の加工施設機能を移設しますので、移設後の空きスペースの活用を図っていく必要があり、その整備計画の方向性を早い時期に決定していきたいというふうに考えているところでございます。

この整備計画の検討に当たりましては、地域の皆さんの意向を踏まえ、町民の皆さんも楽しめるという視点に立ち、より多くの人に利用してもらえるような施設整備を目指して検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）はい、9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）はい、9番。観光の部分、駅周辺の整備は観光の拠点ということで、観光自体はこ

れまで拠点になっていた原生花園の売店周辺もその区域に該当すると町長はお考えですか。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） 広く捉えると、当然、原生花園インフォメーションセンター、木道等もそうであり
ますし、濤沸湖周辺、ユース近辺についても、同様にエリアとしては考えているところでございます。

○議長（坂田秀昭君） はい、9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君） はい、9番。通告については駅前周辺というふうに、私、考えの下に通告を質問し
ました。今、改めて原生花園もお考えの中に入っていますかというふうに質問したのは、実は私、町民の
方から、原生花園周辺の、皆さんも御存じだと思うんですが、エゾノコリンゴに大変な毛虫がついていて、
リンゴスガというガだそうなんです。クモの巣のようになっています、葉っぱを全部食い尽くして、真っ茶に枯
れてしまっているところもあります。

今回、その話を聞いたものですから、私は止別、駅裏のほうからずっと道を通って、浜小の駅前を通り、
原生花園の売店の西側の駐車場まで回ってみました。多くの木が枯れたように見えます。近くに行くと、
クモの巣状に張った中に2センチぐらいの幼虫が山のようにおりました。車で走る分にはまあまあ仕方な
いのかなと思ったんですが、実は原生花園の駐車場のスペースから売店のほうに向かう木柵のすぐそばの
木にも結構な量が見受けられました。

観光拠点として、毎年来るお客さんは中にはいるでしょうけども、たまたま寄ったときにその外観とい
うか、汚かったなとかというふうな印象を持たれないように、そういう部分について対策が取れないもの
かというふうに今回思ったわけです。

町として、あそこの部分は総合振興局の管轄内とは思いますが、町として何か施策というか、これま
で何か対処してきたことがあればお聞きしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） エゾノコリンゴの関係でございますが、これについては以前から問題になっていた
部分かなというふうに考えてございます。いずれにしても、町単独ということではなくて、あくまでも北
海道と一緒にやっていくべきことだというふうに考えてございます。

今現在やっているのは、雑草のヨモギ等々、そういうものを抜くだとかということをやっておりますが、
おっしゃるとおり、防除をするだとか、何か策はあるのではあろうというふうには思っております。

その辺、北海道オホーツク総合振興局になろうかと思えますけれども、あそこの環境関係の担当とも、
その辺の問題意識を持って、もうちょっと協議をしてみたいというふうに考えてございます。

なかなか北海道もお金的にはそうあるわけではありませんので、言っただけで何らかができるというこ
とはありませんけれども、その辺の問題意識を持ちながら、まず北海道と協議をしながら、きれいな草花
がこれから咲きますし、きれいな形でお客様をお出迎えするというのは当然だというふうに考えてござい
ます。

イメージは大変重要なことだというふうに思っておりますので、その辺、北海道と協議をしながら進め
ていきたいというふうに考えてございます。

○議長（坂田秀昭君） はい、9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君） はい、9番。今、町長の答弁、大変心強く感じました。

最初に、地域住民の方々へのニーズということで一言書いておいたんですが、実は北浜から斜里までの
間にガソリンスタンドがありません。もともとは津野さんが経営されておりましたが、御病気で逝去され、
地域としても多分なかなか厳しい部分、その前に止別地区にあったスタンドも閉鎖しておりますけども、
スタンドがあったら地域の方は大変ありがたいんじゃないか、またモンベルを中心に、道東から多くの方
も来ています。聞けば、根室とか釧路からも随分来ている方がいらっしゃいました。

そういう方々だけではなく、地域でも必要とされるのではないかというふうに思いまして、関係する方
にちょっとお聞きしますと、何千万単位、維持費をかけると、へたしたら1億近いお金になってしまうと
いうふうに聞いたので、これは簡単に動かせることではないなというふうに思っております。

町内には、ホクレンさん、橘さん、2つの大きなスタンドを控えております。ノウハウをほかのところからというよりは、地元の企業のノウハウをいただくなり協議するなり、今後、そういう給油所の設置ももしかしたら必要になってくるのではないかというふうに私は考えるんですが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

浜小清水地域、特に駅周辺地域であります。あそこは小清水町の玄関口ということで、あそこにまず人を来ていただいて、その方たちの何割でも本町市街地域なり何とかしていきたいという、そういう魅力もこちらにつくっていかなくちゃいけないかなというふうに考えているところでございまして、おっしゃるとおり、ガソリンスタンドというのはあの地域には必要かなという認識は持ってございました。

そこで、津野さんがお亡くなり、店をやめられるというときに、実は非公式的にであります。私、お話をしたことがございます。なかなかその中では、採算的なものも含めていずれも難しいというようなことで、実は回答をいただいている経過もございまして、そこについては今後どのような展開があるのか、ちょっと想像はできませんけれども、引き続き何かの機会には、そういう機会が、チャンスがないのかどうかというようなことも常に頭に入れながら、何とかあそこにガソリンスタンドができるようなことになればいいかなという気持ちは持っておりますので、どのような形がいいのか、なかなかそう簡単なものではありませんけれども、問題意識は持っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）はい、9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）はい、9番。また、心強いお言葉、ありがとうございます。

では、最初の質問はそれで終わらせていただき、2つ目の質問であります。

河川整備についてというふうに出ささせていただきました。

市街地を流れる川については、町民の多くの方々から、堆積物が川底を上昇させていて、ちょっと心配だというふうな声があります。川については、町を流れていても町のものじゃないというふうに私も思っております。また、勝手に川を汚すとオホーツク海につながるということで、多くの関係官庁が、それぞれ制約をもっていろいろな管理をされているというふうに聞いております。

ただ、いろんな災害が多くなってきておりますので、今年、来年というわけではなく、長期的に、土砂がたまるころはどうしても限定されると思いますので、こういう場所があるというふうに把握を当然町はされていると思うんですが、計画的にここをこの年に底をさらいたいなど、そういう検討、協議ができないのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

市街地を流れる止別川、ポンヤンベツ川、昭和33年から59年にかけて、国営直轄明渠排水事業により整備をされまして、土地改良財産として本町と国との間で、施設、護岸等の管理協定を締結している二級河川であります。

したがって、二級河川として北海道の管理下ではあります。財産は国、流水管理は北海道、法面等の施設管理は小清水町が所管して管理を行っております。

その河川の整備につきましては、日々のパトロールや地域住民の方々からの通報などを受けた場合には、網走建設管理部にその都度要請、要望を行い、倒木の処理など流水管理を行っているところでございます。

河川の現状は、議員御指摘のとおり、中洲や川幅の狭くなっている箇所や床下げが必要と思われる箇所もありますので、治水対策について計画的な実施を要望し、流域が閉塞しないよう、下流域を中心に木の剪定や流木の処理を行っておりますが、市街地につきましては未実施の状況となっております。

異常気象による災害発生を防ぐためにも、河川管理を含む治水対策は重要でありますので、国に対しましてはオホーツク圏活性化期成会の治水対策として要望し、河川管理者であります北海道に対しましては、毎年、事業計画要望を提出する社会資本整備推進会議において事業調整を図っていただくなど、関係機関

と連携をし、河川管理に取り組むこととしておりますので、御理解いただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）はい、9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）今、どのような対策をされているかということが明らかになりましたので、これが町民の安心につながるようお願いをして、質問を終わります。

○議長（坂田秀昭君）これにて木戸寛治議員の質問は終了いたします。

続いて、4番、森浩議員。はい、4番。

○4番（森浩君）はい、4番。私のほうから、2件、御質問させていただきます。

1つは、地方公務員の有償ボランティア活動についてでございます。

当町も御多分に漏れず、少子高齢化、人口減、いろいろ働き手が不足しているという深刻な問題があります。農業の繁忙期、また地域団体、文化、スポーツ関連の指導的な役割を担う人たちのことを想定しながら、地方公務員が有償ボランティアでもう少し活動ができる場がないのかどうか、このことについて町長のお考えを聞きたいと思えます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、本町の人口減と高齢化などによる様々な人手・担い手不足は、重要な課題と認識しております。この重要な課題に対して、本年3月に策定をいたしました第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点プロジェクトとして、第1次総合戦略から継承し、農業担い手育成プロジェクトを掲げ、基幹産業である農業の担い手確保を行うべく、各種施策を実行することとしております。

御質問の公務員の有償ボランティアについてでございますが、ボランティア活動は個人が自発的な意思に基づき、社会貢献する行為を指していると言われておりまして、有償ボランティアとは活動の中で交通費等の金銭を得て活動するものと認識しておりますが、地方公務員は活動経費や謝礼的な金銭を受ける場合は、地方公務員法第38条において、任命権者の許可を受けなければならないこととなっており、本町の場合は職員服務規定において、その定めがなされているところであります。

また、近年、障害者支援など、地域活動の担い手として公務員の活躍が期待されていることもあり、自治体においては公共性が高い地域活動などに限定し、公務員が副業しやすい環境を整えようと許可基準を策定するなど、公務員の副業、兼業の取組が全国に広がりつつあります。

こうした中、本町といたしましては、職員自らの意思によって、長時間労働を助長せず、勤務に支障のない範囲で、地域活動に参加しやすい仕組みを検討してまいりたいと考えております。

このような考え方を基本としてはおりますが、本町の人口減に伴い、防災活動の中心となる消防団員の担い手が不足しているのも事実であります。消防団員は、消火活動等、町の防災活動の中心的な担い手として必要不可欠でありますことから、災害対策本部を設置するような災害が発生した場合を除いて、町職員が消防団員を兼職できるよう、必要な規定を検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本町の人口減、高齢化による様々な職種、活動における担い手不足は本町の重要課題でありますので、担い手の確保対策をはじめ、町職員が地域に貢献しやすい環境づくりに努めてまいり所存でございますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）はい、4番、森浩議員。

○4番（森浩君）十分理解したつもりでございます。ぜひ、今、町長がおっしゃったような形で、進めていっていただきたいというふうに思います。

続きまして、町税等の納付方法にクレジットカードを使えないかというようなことでございます。

これは、現行の町税等の決済は、現金だとか、また口座振替、商品券でもよろしいというようなことであるわけなんです、これからのカード時代を見据えて、もう少しカードで決済できるような方法を考えていただきたいなというふうに思うんです。

カードを使う方々は、ポイントがもらえるから、税金も早く納められるとかというような、そういうようなこともおっしゃっておりますので、もしこのことについて何かお考えがあればお伺いしたいと思えます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

御質問のクレジットカード納付でございますが、国税をはじめ一部の自治体で導入されておりまして、これからのキャッシュレス時代の到来を迎え、今後、拡大していくことが考えられるところでございます。

クレジットカード納付では、納税される方のメリットとして、インターネットを通じて24時間納付が可能であることや、クレジットカードによる分割払いができること、あるいは利用額に応じたクレジット会社のポイントがつくなどの利点がございますが、反面では、クレジットカードによる納税に対して、納付される方に金額に応じた手数料がかかること、また導入に必要なシステムの改修に多額の費用が発生するということがございます。

本町でも、クレジットカード納付について、徴収強化委員会などで検討をしております。導入費用の点では、町税のほか医療保険料や水道料など、全てに対応するためのシステム改修に1千万円程度の費用が必要となる見込みでございますが、本町においては口座振替利用率が70%を超えていること、また年間の滞納額の状況を見ても、納税される方の利便性及び収納額の向上においては、多額の費用に対する効果が少ないのではないかとということで、当面の間、導入を見送ることとしております。

しかし、これからの社会情勢や納税者の状況に応じて、納付環境を整備していくことは重要でありますことから、クレジットカード納付につきましても、コンビニ納付とあわせて今後も検討を続けてまいりますので、御理解いただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）これにて森浩議員の質問は終了いたします。

以上で、通告のあった一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時38分

○議長（坂田秀昭君）それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎報告第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、報告第2号、令和元年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。

村上企画財政課長。

○企画財政課長（村上信二君）ただいま上程されました報告第2号、令和元年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

議案書20ページをお願いいたします。

令和2年3月開催定例町議会で議決をいただきました補正予算（第5号）に計上の繰越明許費につきまして、出納閉鎖を終え、確定しました繰越額及びその財源内訳を報告するものであります。

6款1項農業費におきまして、小清水北第2地区を事業区域とした道営農地整備事業費1,983万9千円の予算について、交付の決定を得た道支出金に、その他では事業分担金を財源としまして、令和2年度に繰越しをしたものでございます。

以上、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ、次に進みます。

◎報告第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、報告第3号、令和元年度小清水町一般会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。

村上企画財政課長。

○企画財政課長（村上信二君）ただいま上程されました報告第3号、令和元年度小清水町一般会計継続費繰越計算書について御説明申し上げます。

議案書22ページをお願いいたします。

令和元年度から令和2年度までの2カ年の継続費で実施しております事業につきまして、令和元年度事業費の未執行額を逐次繰越しし、令和2年度事業費と合わせて執行するものでありまして、6款1項農業費の農業拠点施設基本・実施設計業務委託事業につきまして、128万2千円の予算を令和2年度に逐次繰越しをしたものでございます。

以上、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第145条の第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ、次に進みます。

◎承認第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、承認第3号、専決処分した事件の承認について（町税条例の一部を改正する条例制定）を議題といたします。

説明を求めます。

服部町民生活課長。

○町民生活課長（服部隆文君）ただいま上程されました承認第3号、専決処分した事件の承認について（町税条例の一部を改正する条例制定）について御説明申し上げます。

議案書23ページからでございます。あわせて、資料、町税条例改正の概要及び新旧対照表を御覧願います。

本専決処分につきましては、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税における特例措置を講ずることとして、地方税法の一部を改正する法律、その他政令等の一部改正が公布されたことに伴い、町税条例の関係規定について改正を行ったものでございます。

初めに、資料、町税条例改正の概要を御覧ください。

今回の税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律及び同政令等の改正は、本年4月30日に公布され、原則として公布の日に行われているものでございます。

主な改正内容といたしましては、税制改正において徴収の猶予制度の特例として、新型コロナウイルス感染症の影響により収入に相当の減少がある場合に、無担保かつ延滞金なしで徴収を1年間猶予できる制度が設けられたことによる手続等の規定の整備でございます。

また、固定資産税では、新規に設備投資を行う中小事業者を支援するために、課税標準を減額することができるわがまち特例の拡充、軽自動車税では環境性能割の軽減特例の適用期間の延長、税額控除では、寄附金控除の特例として、イベント等の中止で払戻し請求を放棄した場合の寄附金控除の適用及び住宅ローン控除の適用期限を延長することとしております。

次のページでございます。

そのほか、条例の改正にはございませんが、今回の税制改正におきましては、固定資産税の軽減措置が新たに設けられておりまして、令和2年において売上高が相当数減少した中小事業者等に対する軽減措置として、令和3年度の課税分に限り、30%以上の減少で2分の1、50%以上の減少ではゼロとする改正が行われております。

なお、本改正による固定資産税の減額分につきましては、減収補填特別交付金として国から交付されることとなっております。

それでは、改正条文でございますが、資料の新旧対照表により説明させていただきます。

1ページでございます。

附則第10条は、法改正に伴う規定の整備でございます。

附則第10条の2は、わがまち特例の拡充として、中小事業者の設備投資の課税標準の特例を設けております。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割における非課税の特例期間を令和3年3月まで延長する規定でございます。

2ページでございます。

附則第24条は、徴収猶予の特例が設けられたことに伴い、その手続について現行規定を準用するものでございます。

3ページでございますが、第2条の改正でございますが、下段の附則第25条として、寄附金控除の特例を新たに規定しております。

4ページでございます。

第26条は、住宅ローン控除の適用期限を1年延長する規定でございます。

以上の改正につきまして、第1条の改正は公布の日、令和2年4月30日から施行し、第2条の改正につきましては令和3年1月1日からの施行としております。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

承認第3号、採決いたします。

原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、承認第3号、原案のとおり承認されました。

◎承認第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第13、承認第4号、専決処分した事件の承認について（令和2年度小清水町一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

説明を求めます。

村上企画財政課長。

○企画財政課長（村上信二君）ただいま上程されました承認第4号、専決処分した事件の承認について（令和2年度小清水町一般会計補正予算（第2号））を御説明申し上げます。

専決処分の内容ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策によって、減収となった町内の事業者に対する支援と従業員雇用の下支え支援を実施することとし、補正予算（第2号）において、その所要額を追加計上したものでございます。

議案書の28ページをお願いいたします。

歳入歳出の補正ですが、歳入歳出の総額にそれぞれ1,500万円を追加し、予算の総額を59億8,109万円とするものでございます。

33ページをお願いいたします。

歳出予算になりますが、主要施策調べとあわせて御覧ください。

4 款衛生費 1 項 7 目新型コロナウイルス感染症対策費 1 8 節負担金補助及び交付金で、本年 2 月から 4 月のいずれかの月の売上額が前年同月と比較して 3 0 %以上の減収となった事業者に対する支援として、個人事業者等支援金 1, 5 0 0 万円追加計上を行うものであります。

次に、歳入予算ですが、3 1 ページにお戻り願います。

1 9 款前年度繰越金について、財源調整といたしまして 1, 5 0 0 万円追加計上を行うものであります。

以上、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分をさせていただきましたので、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

承認第 4 号、採決いたします。

原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、承認第 4 号、原案のとおり承認されました。

昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前 1 1 時 5 0 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎議案第 2 7 号 及び 議案第 2 8 号

○議長（坂田秀昭君）日程第 1 4、議案第 2 7 号及び日程第 1 5、議案第 2 8 号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）ただいま上程されました議案第 2 7 号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書は 3 4 ページからになります。

本条例の一部改正につきましては、負担の公平性を確保するため、保険料水準の統一を目指す北海道の国民健康保険運営方針に基づきまして、現行の資産割を含む所得割、均等割、平等割の 4 つの割合による賦課方式から、段階的に資産割を廃止して 3 つの割合による賦課方式に移行していくために、保険料率を改正するものであります。

もう一点は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる世帯などに対する保険料の減免に係る規定を整備するものであります。

別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

初めに、保険料率の改正でございますが、第 1 7 条、一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率について、資産割を 4 年間で廃止するための 1 年次目といたしまして、資産割の率の 4 分の 1 に当たる 1 0 0 分の 2. 5 を所得割に移行する改正となるものでございます。

第 1 7 条の 6 の 6 は後期高齢者支援金等賦課額の保険料率について、2 ページに移りまして、第 1 7 条

の11は介護納付金賦課額の保険料率について、それぞれ基礎賦課額と同様に、資産割の率の4分の1に当たる100分の2.5を所得割に移行するものであります。

次に、新型コロナウイルスの影響による保険料の減免措置についてでございますが、厚生労働省から示された財政支援の対象となる基準に基づき、減免の規定を整備するものであります。その趣旨からいたしまして、特例的、限定的な取扱いになりますことから、本則の改正ではなく、制定附則において、減免の対象となる期間等の規定を整備するものであります。

なお、減免した保険料につきましては、国から財政支援されることになっております。

最後に、附則でございますが、第1項において施行期日を公布の日からとし、本則の保険料率の改正規定は令和2年4月1日から適用するもので、第2項では本則の改正規定について、令和2年度以降の保険料から適用する経過措置を規定しております。

以上で、国民健康保険条例の一部改正について、説明を終わります。

続きまして、議案第28号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書は36ページからになります。

本条例の一部改正につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免措置に係る規定を整備するものであります。

別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

こちらにつきましても、厚生労働省から示された財政支援の対象となる基準に基づき、制定附則において、減免の対象となる要件等の規定を追加するものであります。

追加する規定につきましては、第20項では減免の対象期間、該当要件について、第21項では減免の申請方法について、第22項においては本則で規定する減免の適用を受けるものとは別の取扱いとなる規定をそれぞれ整備するものであります。

最後に、改正附則でございますが、施行期日を公布の日からとし、適用期日については当該感染症が指定感染症に指定された日まで遡及適用を可能とするため、令和2年2月1日からと規定しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第27号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、質疑を受けます。

はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。感染症の影響で収入が前年と比較して3割以上減収をした世帯に対する減免の条例改正ということですが、年収見込額を令和2年度、前年の令和元年と比較しての話ですが、令和2年の見込額の算定に使う減収基準についてはどのような考えで進めるか、お聞きします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）ただいまの御質問でございますけれども、前年の収入に対しましても本年度がいくら減収しているかということになりますので、今年度はあくまで見込みということで取り扱わざるを得ないと思います。

そこで、合理的な見込方法、今後の予定、計画、そういったものを出していただいて、そこで年収がどうなっているのか、そういった判断になるかと思えます。

○議長（坂田秀昭君）はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。町村によって、今年の見込額の算定に対する考え方がちょっとずれがある、あってもいいということのようなんですけれども、給付金などは2月、3月、4月とか、そういう基準の見方をしたりしていますよね。減免については、自治体によっては直近のということで、減免申請する7月の直近ですから6月の収入を見ると、そういうふうになった場合、収入減少が若干上向く場合も出てくると思うんですね。

ですから、収入が落ち込む算定基準に直近という考え方も当然あるでしょうけども、一番収入がへこん

だ3月、4月とか、ゴールデンウィークも入れた期間とか、あるいは後期高齢者の全道の減免基準では、一番落ち込んだ1カ月だけを取り上げて、それを1年間の令和2年度の収入見込みにするというのが後期高齢の全道の基準になりました。

それと同じく、国保も一番収入が落ち込んだ月を減収期間としてすることもやっている市もあります。ですから、ある程度柔軟性を持った窓口での対応をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）ただいまの質問でございますが、あくまで国の制度に基づいてやるものでございます。ただ、住民の不利益にならないように、本町だけが厳しいとか、そういうことにならないように、全道的な取扱い等を精査いたしまして、基本的に見込みで、合理的な方法と先ほど申し上げましたけれども、なおかつ住民の皆様の不利益がないように当たっていきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第27号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第27号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第28号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第28号、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号

○議長（坂田秀昭君）日程第16、議案第29号、令和2年度小清水町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

村上企画財政課長。

○企画財政課長（村上信二君）ただいま上程されました議案第29号、令和2年度小清水町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書2ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,474万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億2億4,583万9千円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正の追加ですが、小中学校の情報通信機器整備及びネットワーク環境施設整備として、

G I G Aスクール整備事業債の限度額を追加するものでございます。

11ページをお願いいたします。

歳出予算ですが、主要施策調べとあわせて御覧ください。

初めに、2款総務費1項1目一般管理費は、17節備品購入費で、新型コロナウイルス感染症対策による各種オンライン会議が開催され、今後も積極的な導入が想定されることから、様々な場所で活用可能なテレワーク用端末とモバイルルーター購入費117万7千円追加、2目町民活動推進費18節負担金補助及び交付金は、倉栄自治会館の外壁及びトイレ改修に係る補助として、地域コミュニティ会館整備費補助金25万6千円追加、総務管理費合わせまして143万3千円追加計上を行うものでございます。

次に、3款民生費1項1目社会福祉総務費は、社会保障・税番号制度情報連携に伴うデータ標準レイアウト改定に係る児童手当システム改修業務委託料38万7千円追加計上を行うものであります。

2項3目子育て支援費は、10節需用費で、小学校体育館に併設されております放課後児童クラブ室のエアコン修繕に係る建物修繕料16万4千円追加計上を行うものであります。

次のページになります。

4款衛生費1項7目新型コロナウイルス感染症対策費は、10節需用費で、75歳以上の高齢者の皆さんの感染予防対策として、インフルエンザの流行期を迎える秋以降に備え、マスクが不足するといった不安がなく、感染予防に取り組んでいただけるよう、1人100枚を配布することとしまして、紙マスク11万枚のほか、防護服、ゴーグル、フェイスシールド等の感染予防資材購入と、災害発生時における避難所の環境保持に向けた段ボールベッド、マット、折り畳みコンテナ等の整備に係る消耗品費407万円追加。

17節備品購入費で、室内用テント、室外用テント、非常用トイレなど、防災活動整備用の備品購入費354万円追加。

18節負担金補助及び交付金では、経済対策といたしまして、感染防止対策によって減収となった個人事業者等に対する支援と従業員の雇用に対する助成として、既に実施しております事業の追加支援としまして、本年5月から7月のいずれかの月の売上額が前年同月と比較して30%以上減収となった事業者に対する助成として、個人事業者等支援金1千万円追加。

産業対策としまして、学校の一斉休校に伴う給食提供の停止などにより、大きく消費量が落ち込んだ牛乳の消費を促すことで牛乳の廃棄を回避し、生乳生産量の維持を図るため、J Aこしみずが実施します全町民に1リットルの牛乳1本と交換できる引換券配布事業の補助として、牛乳消費緊急対策事業費73万円追加。

子育て支援の1点目としまして、国の子育て世帯臨時特別給付事業に準じて、6月分の児童手当を受給する子育て世帯等に対し、中学生以下の対象児童1人につき1万円を給付する子育て世帯応援事業費540万円追加。

2点目としまして、高校及び大学等に在籍する学生の生活を支える保護者等の経済負担の軽減を図り、安心して学生生活を送れるよう、学生1人につき5万円を給付する学生の暮らし応援事業給付金1,300万円追加。

感染リスクをできるだけ回避した中で、修学旅行の実施を後押しする教育支援としまして、小学校では、密接を避けるため移動バスを1台から2台に増車する費用として30万円、中学校では、感染リスクの高い札幌市中心の行程を見直すことによる交通費等の追加費用分100万円の負担としまして、学校教育振興会臨時交付金130万円追加。

保健衛生費合わせまして、3,804万円を追加計上を行うものでございます。

なお、財源組替えといたしまして、第1号及び第2号補正予算の6,584万円につきましても、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を充当しましたことから、国庫支出金は1億288万円となりまして、その分、一般財源を減額してございます。

6款農林水産業費1項3目農業振興費は、18節負担金補助及び交付金で、認定農業者へのジャガイモシロシストセンチュウ防止対策として、洗車機等整備支援に係る病虫害対策事業費補助金24万5千円追加、持続可能な畑作産地形成に向けた生産技術・作付体系導入支援として行うてん菜風害・湿害軽減技術

導入事業などの実施による畑作構造転換事業費補助金1億4,528万9千円追加、農業費合わせまして1億4,553万4千円追加計上を行うものでございます。

次のページになります。

7款商工費1項3目観光振興費14節工事請負費は、観光施設整備事業として、一部腐食が進んでおりますハイランド小清水725の木柵取替工事請負費688万6千円を追加、17節備品購入費は、ハイランド小清水725展望施設内、灯油ストーブの更新及び原生花園インフォメーションセンターで環境整備に使用しております作業用リヤカーの更新費用としまして、備品購入費36万1千円追加、商工費合わせまして724万7千円追加計上を行うものでございます。

10款教育費1項1目教育委員会費は、小中学校の校内LANの構築をはじめとするGIGAスクール事業の円滑な推進のため、GIGAスクールサポーター配置に係る人件費としまして、1節報酬、4節共済費合わせて76万3千円追加、17節備品購入費は、家庭学習のための通信機器整備として、Wi-Fi環境が整っていない家庭への貸与用モバイルルーター購入費89万2千円追加、教育総務費合わせまして165万5千円追加計上するものでございます。

2項小学校費1目学校管理費は、GIGAスクール整備に係る事業費としまして、12節委託料でICT環境保守業務委託料38万8千円追加、13節使用料及び賃借料はパソコン端末259台の設定等を一括で効率的に管理するためのライセンス料として、教材用機器使用料119万7千円追加。

次のページになります。

14節工事請負費は、校内LAN及び電源キャビネットの整備に係る公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業工事請負費1,815万3千円追加、17節備品購入費は、児童・教諭に1人1台として259台のパソコン端末に加えカメラ等の購入費2,327万2千円追加、小学校費合わせまして4,301万円を追加計上を行うものでございます。

3項中学校費1目学校管理費は、小学校費同様に、生徒・教諭に1人1台として122台のパソコン端末を整備することとし、12節委託料でICT環境保守業務委託料38万8千円追加、13節使用料及び賃借料はライセンス料として教材用機器使用料56万4千円追加、14節工事請負費は校内LAN及び電源キャビネットの整備に係る公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業工事請負費1,531万8千円追加、17節備品購入費でパソコン端末等購入費1,100万9千円追加、中学校費合わせまして2,727万9千円追加計上を行うものでございます。

次に、歳入予算ですが、7ページにお戻りください。

14款国庫支出金2項2目民生費国庫補助金は、児童手当システム改修業務に係る国庫補助分として、子ども・子育て支援事業費補助金25万7千円追加、3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対策に係る財源措置としまして、第1号及び第2号補正予算への充当分を加えた1億288万円にGIGAスクール整備事業分1,212万8千円を合わせた、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金1億1,500万8千円を追加計上、6目教育費国庫補助金は、小中学校のGIGAスクール整備事業に係る国の負担分として、公立学校情報機器整備費補助金965万2千円、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金749万4千円を追加、国庫補助金合わせまして1億3,241万1千円を追加計上するものでございます。

15款道支出金2項3目農林水産業費道補助金は、畑作構造転換事業費補助金として、歳出同額の1億4,528万9千円追加計上、5目商工費道補助金は、ハイランド小清水725木柵取替の事業採択を受け、自然公園等整備事業補助金344万3千円を追加、道補助金合わせまして1億4,873万2千円追加計上するものでございます。

次のページになります。

17款寄附金1項1目寄附金は、1件の指定寄附100万円追加計上。

19款繰越金は、新型コロナウイルス感染症対策費の第1号及び第2号補正予算の財源としまして、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を充当することによる減額と財源調整分を加えた差引き5,909万6千円を減額計上。

20款諸収入4項1目雑入は、GIGAスクールサポーターに係る社会保険等本人負担分の保険料収入

2千円追加計上するものでございます。

次のページになります。

21款町債は、第2表、地方債補正でも触れましたが、教育債として、小中学校のGIGAスクール整備事業の中のネットワーク環境施設整備のみを対象とした学校教育施設等整備事業債と財源対策債、情報通信機器整備及びネットワーク環境施設整備を対象とした補正予算債の3種により、それぞれ基準に基づき算定し、GIGAスクール整備事業債合わせまして4,170万円追加計上を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第29号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第29号、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号

○議長（坂田秀昭君）日程第17、議案第30号、小清水町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

村上企画財政課長。

○企画財政課長（村上信二君）ただいま上程されました議案第30号、小清水町過疎地域自立促進市町村計画の変更について御説明申し上げます。

本計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正を受け、平成28年度から令和2年度を計画期間として、平成28年3月に町議会の議決をいただき、策定したところであります。

今回の計画変更につきましては、現行の搭載計画に新規事業につきまして、事業追加の計画変更を行うものでございます。

議案書40ページの別紙、過疎地域自立促進市町村計画変更を御覧願います。

変更内容は、計画本文の産業の振興における計画の表中、事業名、地場産業の振興、加工施設として旧小清水高校跡地で計画する地元産小麦の製粉事業の実施を目指す小麦加工施設整備事業を追加するものです。

本計画の変更に関しましては、本年3月30日付をもって北海道との協議が整いましたことから、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第30号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。
よって、議案第30号、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号 及び 議案第32号

○議長（坂田秀昭君）日程第18、議案第31号及び日程第19、議案第32号、建設機械（除雪グレーダー）交換事業にかかる購入契約の締結について、此の花橋長寿命化修繕工事にかかる契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君）ただいま一括して上程されました議案第31号及び議案第32号、初めに議案第31号、建設機械（除雪グレーダー）交換事業にかかる購入契約の締結について御説明申し上げます。

議案41ページの資料の入札及び契約状況表をあわせて御覧願います。

本件の入札につきまして、令和2年6月9日、地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行ったところであります。

入札の結果、資料のほうに記載のとおり、日本キャタピラー合同会社北見営業所が2,725万円、消費税込み金額2,997万5千円をもって落札しました。

以上のとおり落札者が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第32号、此の花橋長寿命化修繕工事にかかる契約の締結について御説明申し上げます。

本日お配りしました議案と資料の入札及び契約状況表をあわせて御覧願います。

本件の入札につきまして、令和2年6月16日、地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行ったところであります。

入札の結果、資料のほうに記載のとおり、株式会社北興が5,160万円、消費税込み金額5,676万円をもって落札しました。

以上のとおり落札者が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第31号、建設機械（除雪グレーダー）交換事業にかかる購入契約の締結について、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第31号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第31号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、此の花橋長寿命化修繕工事にかかる契約の締結について、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第32号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第32号、原案のとおり可決されました。

◎同意第1号

○議長(坂田秀昭君) 日程第20、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保町長。

○町長(久保弘志君) ただいま上程されました同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために選任しておりますが、現在の委員である石丸慎吾氏、坂井晃氏、関山美和氏におかれては、本年6月30日をもって3年の任期が満了いたしますことから、次の委員を選任する必要があるものでございます。

本委員につきましては、市町村税の納付義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者から選任することとされておまして、検討いたしました結果、坂井氏、関山氏につきましては引き続き再任とさせていただき、石丸氏の後任として新たに、小清水町元町1丁目、成戸明男氏を選任したいと存じます。

3名の方におかれましては、別途お配りしている履歴書のとおり、十分な学識及び経験を有する方でございますので、地方税法第423条第3項の定めるところにより議会の同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 同意第1号、お諮りいたします。

初めに、議題のうち坂井晃氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 次に、議題のうち関山美和氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 次に、議題のうち成戸明男氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、同意第1号、原案のとおり同意と決定されました。

◎同意第2号

○議長(坂田秀昭君) 日程第21、同意第2号、小清水町農業委員会委員の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保町長。

○町長(久保弘志君) ただいま上程されました同意第2号、小清水町農業委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律第8条の規定に基づき、現在の農業委員15名の方について、来月19日をもって1期3年の任期が満了となりますので、次期委員の選任に当たり、議会の同意を求めらるものであります。

農業委員の選出に当たりましては、本年4月に公募を行ったところ、定数15名に対し15名の応募があったところでございます。

次のページの別紙を御覧願います。

お諮りする候補者のうち、新たに選任する委員は、1番の小島睦氏、4番の臼井崇洋氏、11番の古川勝喜氏、15番の渡邊敦氏の4名で、ほかの11名の方につきましては現職でございます。

経歴など、個人それぞれの御紹介は省略をさせていただきますが、15名ともに地域や団体からの推薦を受け応募された方たちで、優れた識見と熱意を有しており、農業委員として適任と存じますので、選任について御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）同意第2号、お諮りいたします。

初めに、議題のうち小島睦氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）次に、議題のうち竹内正宏氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）次に、議題のうち浪岡弘明氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）次に、議題のうち臼井崇洋氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）次に、議題のうち佐伯和彦氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）次に、議題のうち相内隆男氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）次に、議題のうち須藤隆司氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）次に、議題のうち佐藤昌嗣氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩いたします。

休憩 午後1時41分

再開 午後1時42分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、議題のうち今村昇氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩いたします。

休憩 午後1時43分

再開 午後1時44分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、議題のうち吉田正貴氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）次に、議題のうち古川勝喜氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）次に、議題のうち鈴木清一氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）次に、議題のうち馬淵泰子氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）次に、議題のうち今城京子氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）次に、議題のうち渡邊敦氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）よって、同意第2号、原案のとおり同意と決定されました。

◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上をもちまして、本町議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和2年第3回町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、ありがとうございました。

（午後1時45分）